

NBS119

皆様の記憶にも新しい 平成28年12月12日に発生した糸魚川市の**大規模火災**を受けて消防法が改正されました。

改正内容

従前設置義務の無かった、延べ面積150㎡未満の飲食店に対して消火器の設置義務が義務付けられました。

いつから？

平成31年10月1日

どのような飲食店？

次の1、2 を満たす飲食店

1. 防火対象物の延べ面積が150㎡未満 ※150㎡以上は従前から設置義務があります
2. 飲食物を客に提供するためこんろなど火を使用する設備又は器具を設けている飲食店



設置したあとは？

今回新たに設置された消火器具は6ヶ月ごとに点検を行い

1年に1回点検結果報告書を提出することとなります。

※消防法第17条の3の3

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書		年 月 日		
殿 届出者 住 所 氏 名 電話番号				
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。 記				
防火対象物	所在地			
	名称			
用途	構造・規模	造	地上 階 地下 階	
	床面積	m ²	延べ面積 m ²	
点検期間	年 月から 年 月まで（ 年 月から 年 月まで）			
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等				
点検票	別添のとおり			
点検者	住 所			
	氏 名			
点検資格	消防設備士	種類等	交付知事	
		甲・乙	都道府県	
	消防設備点検資格者	種類	交付年月日	講習受講状況
		特・第1・第2種	交付年月日	再講習受講状況
※受付欄		※経過欄		
※備考				



消火器について



点検報告について



弊社Top Pageへ



- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 点検者が複数の場合は、別紙に記入し、添付すること。
 - 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
 - ※印欄は、記入しないこと。
 - 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（ ）へ記入すること。